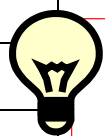


### 建設機械の保有状況

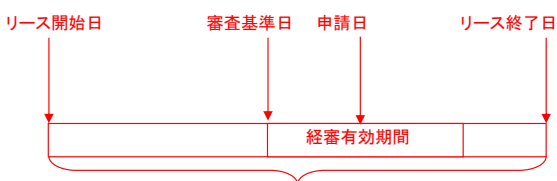
通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有 又は リース	取得日又はリース期間	検査実施年月日 又は 有効期間
1	ショベル系掘削機	***	30S20001	所 リ	S50.6.20 ~	R4.8.3
2	トラクターショベル	◇◇◇	123R4567	所 リ	H30.8.1 ~ R5.7.31	R4.8.3
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

表の下の記入要領のとおり、建設機械の種類を記入してください。

審査基準日を含む直前1年間に実施した特定自主検査の実施年月日を記入してください。  
 ※移動式クレーンとダンプ車(大型含む)については、特定自主検査実施年月日ではなく、各々、移動式クレーン検査証の有効期間、自動車検査証の有効期間を記入してください。



リース契約の場合は、リース期間が審査結果の有効期間(審査基準日から1年7か月)を含んでいる場合のみ評価対象となります。



リース期間が審査の有効期間を含んでいる必要があります。  
 ただし、有効期間内にリース期間が終了するものであっても、リース会社との覚書等の書面で審査基準日から1年7か月を超えてリースされることが確認できた場合は評価対象とします。  
 ※自動更新条項があっても、更新されることが書面等で確認できない場合は評価対象とはなりません。

対象となる建設機械は以下のとおりです。  
 ○ショベル系掘削機: ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライバーのアタッチメントを有するもの  
 ○ブルドーザー: 自重が3トン以上のもの  
 ○トラクターショベル: バケット容量が0.4立方メートル以上のもの  
 ○移動式クレーン: つり上げ荷重3トン以上のもの  
 ○モーターグレーダー: 自重が5トン以上のもの  
 ○ダンプ車(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) …ダンプ、ダンプフルトレラ、ダンプセミトレラ  
 ○締固め用機械: ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等  
 ○解体用機械: プレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機  
 ○高所作業車: 作業床の高さが2m以上のもの

(記入要領)

- 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、移動式クレーン、ダンプ車、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車のいずれかを記入すること。
- 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。

### エコアクション21・ISOの取得状況

	認証を受けた業種	有効期間
エコアクション21	〇〇工事、〇〇工事	R2.8.1 ~ R4.7.31
ISO9001	〇〇工事、〇〇工事	R2.8.1 ~ R4.7.31
ISO14001	〇〇工事	R2.9.1 ~ R4.8.31